平成２２年（フ）第１３１６号
京都市伏見区深草野田町17番地　カーサ中川202
債務者　岡村　真弓
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１３２６号
京都市中京区西ノ京西中合町26番地８
債務者　植山　京子
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１３２９号
京都市右京区西院北井御料町８番地２　ＩＧＯＲＹＯⅡ102
債務者　薮　　行雄
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１３３４号
京都市伏見区舞台町官有地　呉竹団地309
債務者　前田　　實
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１３９５号
京都市北区大北山原谷乾町101番地43　アッツエリマンション101
債務者　南川　純一
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１４６６号
京都市伏見区石田大山町16番地９　ルネ伏見東116
債務者　近藤　正明
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１４６７号
京都市伏見区石田大山町16番地９　ルネ伏見東116
債務者　近藤　高子
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１４７４号
大阪府門真市北岸和田１丁目１番22―201号、申立時の住所京都市伏見区淀美豆町684番地ライオンズマンション淀リバーサイド509号
債務者　小池　絵里
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１５５５号
京都市中京区高倉通錦小路上る貝屋町558番地１　シャトー田中３Ｂ
債務者　下坂　民子
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１５６９号
京都市伏見区向島中島町104番地11
債務者　山田　敏美
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４８３号
兵庫県姫路市大津区長松177番地７
債務者　星山　優子
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５２９号
兵庫県赤穂市磯浜町39番地シャトレーゼ101、従前の住所兵庫県赤穂市中広1576番地の108
債務者　引本　秀幸
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５３５号
兵庫県姫路市白浜町丙567番地３フジサンライズ白浜206号
債務者　大谷　敬子
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６３３号
兵庫県加古郡稲美町国岡６丁目146番地
債務者　越智　将裕
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６４５号
兵庫県姫路市網干区宮内117番地
債務者　槇　　慎介
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１０５１号
広島市安佐南区川内１丁目６番12号
債務者　住田　篤資
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２１６号
広島市安芸区矢野南５丁目10番10―102号　Ｋハウス
債務者　橘　コヅヱ
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２５４号
広島市東区牛田新町３丁目９番13号
債務者　立川　裕子（旧姓石飛）
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで　広島地方裁判所民事第４部